

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年8月19日 14時40分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港第5区（護岸） 名古屋港東航路第4号灯標から真方位105° 1.2海里付近 （概位 北緯34° 57.6′ 東経136° 49.5′）
事故の概要	水上オートバイ ^{エムエイチイレブン} M H 1 1 は、遊走中、護岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年8月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ MH11、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	230-51339愛知、株式会社オベーション
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	軽傷 1人（操縦者）
損傷	船体外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、操縦者が、知人と共にバーベキューを楽しんだ後、1人で乗船し、海岸を出発して遊走中、護岸に乗り揚げた。 操縦者は、ドクターヘリで病院に搬送され、約1日の入院通院加療を要した。
分析	本船は、遊走中、護岸に乗り揚げたものと考えられるが、操縦者から情報を得られなかったことから、乗揚に至った状況を明らかにすることはできなかった。 操縦者は、特殊小型船舶操縦免許を受けていなかったことから、水上オートバイを操縦してはならなかった。
原因	本事故は、本船が、遊走中、護岸に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・特殊小型船舶操縦免許を受けていない者は、水上オートバイを操縦しないこと。